

令和6年度 随意契約の公表(建築部)

※契約内容の詳細につきましては、各担当課にお問い合わせ下さい。

令和6年4月1日から令和6年9月30日までの随意契約

【建築部】

担当課	契約名称	契約締結日	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	契約金額(円)	随意契約によることとした理由
住宅政策課	令和6年度労働者派遣による建築行政等実務補助業務	令和6年4月1日	日本リック㈱大阪オフィス	大阪市北区梅田1丁目11番4-1000号 大阪駅前第4ビル10階18号	(1時間あたり3,120円) 2,974,686	本業務は、前年度から継続している業務を一般競争入札を実施し、契約締結するまでの期間に行うものであり、予算の成立から年度の当初までの期間が短く入札準備期間が取れないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第5号に該当)
住宅政策課	令和6年度個性豊かな住環境づくり事業に係る業務	令和6年4月1日	特定非営利活動法人 八尾すまいまちづくり研究会	八尾市南植松町1丁目23-5	2,898,500	本業務は、住宅マスタープランの基本目標である「様々な主体の協働により“みんなでつくる”住まい・まち」を実現するためのもので、当団体は、その主旨を理解し、長期間にわたり本市と連携して、住まい・まちづくり活動を行っており、ノウハウと実績があるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)
住宅政策課	応急危険度判定調査支援システム保守委託業務	令和6年4月1日	アジア航測株式会社 大阪支店	大阪市北区天満橋1丁目8番30号	211,200	契約の相手方は、現行システムの開発業者で、本システムに精通し、本業務をもっとも安全かつ確実に執行できることが明らかであり競争入札に適さないため。 (地方自治法施行令第167号の2第1項第2号に該当)
住宅政策課	令和6年度木造住宅耐震診断技術者派遣業務及び令和6年度木造住宅耐震相談員派遣業務	令和6年4月1日	特定非営利活動法人 八尾すまいまちづくり研究会	八尾市南植松町1丁目23-5	単価契約 (年間見込額) 1,500,000	本業務は、住宅マスタープランに掲げる施策「既存住宅の耐震診断・耐震改修の促進」における主な取り組み内容として、耐震診断に関する資格が必要となる特殊な業務であり、当団体は「大阪府住宅リフォームマイスター制度」の登録や、耐震診断に関する業務の豊富な実績など、必要とされる能力を有していると認められるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)

担当課	契約名称	契約締結日	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	契約金額(円)	随意契約によることとした理由
住宅政策課	令和6年度木造住宅耐震診断技術者派遣業務及び令和6年度木造住宅耐震相談員派遣業務	令和6年4月1日	一般社団法人 大阪耐震構造研究協会	八尾市刑部4丁目312	単価契約 (年間見込額) 1,500,000	本業務は、住宅マスタープランに掲げる施策「既存住宅の耐震診断・耐震改修の促進」における主な取り組み内容として、耐震診断に関する資格が必要となる特殊な業務であり、当団体は「大阪府住宅リフォームマイスター制度」の登録や、耐震診断に関する業務の豊富な実績など、必要とされる能力を有していると認められるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)
住宅政策課	令和6年度木造住宅耐震診断技術者派遣業務及び令和6年度木造住宅耐震相談員派遣業務	令和6年4月1日	特定非営利活動法人 人・家・街安全支援機構	大阪市北区梅田2丁目5-5 横山ビル8階	単価契約 (年間見込額) 1,500,000	本業務は、住宅マスタープランに掲げる施策「既存住宅の耐震診断・耐震改修の促進」における主な取り組み内容として、耐震診断に関する資格が必要となる特殊な業務であり、当団体は「大阪府住宅リフォームマイスター制度」の登録や、耐震診断に関する業務の豊富な実績など、必要とされる能力を有していると認められるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)
住宅政策課	令和6年度八尾市空家等所有者特定調査業務(R5-031)	令和6年6月13日	(主担当者) 大阪司法書士会 受託司法書士 西村 直史	東大阪市岩田町3丁目8番3号 グランドールKITA205号	単価契約 (1件当り見込額) 60,000	本業務は、空家等の所有者等を特定するために法律や空家問題に関する専門的知識が必要な業務であり、委託先の選定にあたっては、八尾市における空家等対策の連携に関する協定締結先である大阪司法書士会より、本業務実施に最適な司法書士の推薦を受けていることから競争入札に適さないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)
		令和6年6月20日	(副担当者) 大阪司法書士会 受託司法書士 前岩 利幸	八尾市清水町1丁目1番30号		

担当課	契約名称	契約締結日	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	契約金額(円)	随意契約によることとした理由
住宅政策課	令和6年度八尾市 空家等所有者特定 調査業務(R5-020)	令和6年6月17日	(主担当者) 大阪司法書士会 受託司法書士 山下 正悟	東大阪市菱屋西5丁 目2番1号 ジェイルミ ナ小阪703	単価契約 (1件当り見込 額) 60,000	本業務は、空家等の所有者等を特定するために法律や空家問題に関する専門的知識が必要な業務であり、委託先の選定にあたっては、八尾市における空家等対策の連携に関する協定締結先である大阪司法書士会より、本業務実施に最適な司法書士の推薦を受けていることから競争入札に適さないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)
		令和6年6月24日	(副担当者) 大阪司法書士会 受託司法書士 佐々木 毅	東大阪市鴻池本町1- 31鴻池第一ビル3階		
住宅政策課	令和6年度八尾市 空家等所有者特定 調査業務(R6-007)	令和6年9月13日	(主担当者) 大阪司法書士会 受託司法書士 森本 真悠	八尾市西山本町1-1- 15-201号室	単価契約 (1件当り見込 額) 60,000	本業務は、空家等の所有者等を特定するために法律や空家問題に関する専門的知識が必要な業務であり、委託先の選定にあたっては、八尾市における空家等対策の連携に関する協定締結先である大阪司法書士会より、本業務実施に最適な司法書士の推薦を受けていることから競争入札に適さないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)
			(副担当者) 大阪司法書士会 受託司法書士 吉田 昌弘	東大阪市岩田町5丁 目1番22号		

担当課	契約名称	契約締結日	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	契約金額(円)	随意契約によることとした理由
住宅政策課	令和6年度財産管理人選任申立等業務	令和6年8月2日	樹陽法律事務所 弁護士 山田 陽彦	大阪市中央区平野町1丁目8番15号 平野ファーストビル三階	440,000	本業務は、財産管理人選任申立てに係る専門的知識及び弁護士としての職務上の知見、経験が必須であり、本市の顧問弁護士として本件の法律相談から担当していることから、競争入札に適さないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)
審査指導課	特定建築物及び特定建築設備等定期報告業務	令和6年4月1日	一般財団法人 大阪建築防災センター	大阪市中央区谷町3-1-17	620,400	契約の相手方は、大阪府下の全特定行政庁と建築関係団体が一体となって設立した法人であり、府下の全特定行政庁から定期報告に関する業務を受託し、該当データ(対象建築物や所有者及び管理者)を管理している。府内で定期報告業務を行っている機関は同法人のみであることから、業務の性質上、競争入札に適さないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)
公共建築課	令和6年度労働者派遣による建築設計等実務補助業務	令和6年4月1日	日本リック㈱大阪オフィス	大阪市北区梅田1丁目11番4-1000号 大阪駅前第4ビル10階18号	(1時間あたり 3,887円) 6,847,922円	本業務は、建築に関する高度な専門性が必要であり、業務の同一性及び効率性を考慮すると、単年度ごとに競争入札をすることが不利益と考えられるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第6号に該当)
公共建築課	営繕積算システムRIBC2賃貸借	令和6年4月1日	一般財団法人 建築コスト管理システム研究所	東京都港区西新橋3丁目25番33号	1,136,520	本システムは、公共建築工事積算基準等に基づいて予定価格を算出することが出来るシステムであり、同システムの開発及び販売を行っている唯一対応可能な事業者であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)

担当課	契約名称	契約締結日	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	契約金額(円)	随意契約によることとした理由
住宅管理課	八尾市営住宅管理システム保守	令和6年4月1日	日本電気(株)関西支社	大阪府中央区城見1丁目4番24号	600,600	契約の相手方は、現行システムの開発業者であり、システムの運用相談、障害発生時の原因究明や復旧作業に早期対応ができ、業務の安定的な執行が図れるため。 (地方自治法施行令第167号の2第1項第2号に該当)
住宅管理課	市営西郡住宅9号館106号室外7室住戸改善工事	令和6年8月23日	(株)立里建築	八尾市南本町3丁目3-21-103	22,074,800	本件工事は、条件付一般競争入札に付し入札者がなく、再度の入札に付し落札者がいなかったため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第8号に該当)